

生活困窮者エアコン購入費等 助成事業のしおり

居住する住宅に使用できるエアコンがない生活困窮者に対し、熱中症による健康被害を予防するため、エアコンの購入及び設置並びに修理に係る費用の全部又は一部を助成します。

※助成決定前に購入・設置並びに修理したエアコンは助成の対象になりません。

申請期限：令和7年10月31日（金）

お問合せ先

〒675-8501

加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所 福祉部 地域福祉課

暮らしサポート相談窓口

（本館2階 35番窓口）

TEL：079-427-9382

生活困窮者エアコン購入費等助成事業とは

居住する住宅に経済的な理由で使用できるエアコンがない生活困窮者に対し、エアコンの設置を促進することで、生活困窮者の熱中症による健康被害を予防するため、エアコンの購入及び設置に係る費用の全部または一部を助成します。（1世帯につき1台分限りです。）

助成上限額：60,000円

・購入費及び設置にかかった費用（消費税及び地方消費税を含む。）と上限額のいずれか少ない金額を助成します。

例1）費用が40,000円の場合

例2）費用が70,000円の場合

⇒**40,000円を助成**

⇒**60,000円を助成**

助成対象者の要件

住民票が加古川市にある市内在住の方で、以下の①のいずれかに当てはまる世帯で、②～⑥のすべてに該当すると助成を受けられます。

- ①
 - ・ 75歳以上の方がいて、65歳以上の方のみで構成されている。
 - ・ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方がいる。
 - ・ 療育手帳A判定の交付を受けている方がいる。
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる。
 - ・ 未就学児がいる。
- ②居住している住宅において、エアコンが設置されていない又は故障で使用できるエアコンがない世帯であること。
- ③この助成を受けたことがない世帯。
- ④世帯員全員の収入の合計額が基準額以下であること。（別表を参照してください）
- ⑤世帯員全員の所有する預貯金及び手持金の合計額が基準額以下であること。（別表を参照してください）
- ⑥生活保護を受給していない世帯であること。
- ⑦世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

助成の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は助成決定を取り消します。取り消したときに助成金が支払われている場合は、返還する必要があります。

- ①虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。
- ②助成決定を受けた方が、エアコンの購入及び設置を行わないとき。
- ③その他要綱の規定に違反したとき

助成を受けるまでの流れ

申請から助成金を受けるまでの流れは以下のとおりです。

※ **申** :申請者の手続き **市** : 市役所の手続き

申 申請

申請書及び必要書類を添付のうえ、地域福祉課へ直接持参、もしくは郵送で提出してください。

※賃貸物件の場合、貸主に設置の届出が必要な場合があるため、申請前に貸主へ確認してください。

【窓口】

加古川市役所 福祉部 地域福祉課 くらしサポート相談窓口（本館2階 35番窓口）

【郵送】

〒675-8501

加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市役所 福祉部 地域福祉課 くらしサポート相談窓口

市 訪問

申請書受領後、職員がご自宅に訪問し、使用できるエアコンがないことを確認します。訪問前に、申請書などに記載いただいている電話番号に連絡し、訪問日を調整します。

市 助成決定

申請書の確認や訪問の結果、助成となった場合、助成決定通知書を送付します。

申 エアコンの購入及び設置

助成決定を受けたのち、エアコンの購入及び設置を行ってください。設置完了後、速やかに完了届及び請求書など必要書類を提出してください。

※代理受領も利用できます

申請者は助成上限額の60,000円を超えた差額のみ業者に支払い、業者が申請者に代わり、助成金を受取ります。利用できる業者は「協力店一覧」から確認できます。

市 設置確認

完了届受領後、職員がご自宅に訪問し、エアコンの設置状況を確認する場合があります。その場合は、申請書などに記載いただいている電話番号に連絡し、訪問日を調整します。

市 助成金の振込

設置確認後、請求書に記載の指定口座に振込みます。

口座への振込には、設置確認した日から2～3週間程度かかります。

必要書類一覧

申請時必要書類

- 申請書（様式第1号）
申請者へ不備があった場合の連絡や訪問日の日程調整をしますので、日中につながる連絡先を記入してください。
- 見積書の写し（申請者名で作成したもの）
エアコンの購入及び設置に要する費用を明らかにした見積書の写しを提出してください。見積書は申請者名で作成したものがが必要です。
- 世帯員全員の直近1年間の収入がわかるもの（給与明細書、年金振込通知書の写し（非課税年金を含む）、源泉徴収票など）
- 世帯員全員の預貯金及び手持ち金がわかるもの（預金通帳、取引明細書など）
- 誓約書兼同意書
- 本人確認書類（顔写真があるものは1点、それ以外は2点必要です。）
例）・運転免許証　・住民基本台帳カード　・健康保険証　・各種福祉手帳
・住民票　　・旅券（パスポート）　・在留カード（外国人の方は必須）
- 手帳の写し
以下に該当する場合、写しを提出してください。
・身体障害者手帳1級又は2級　・療育手帳A判定　・精神障害者保健福祉手帳1級

設置完了後必要書類 ※代理受領の場合、協力店に書類の提出を求めます。

- 完了届（様式第3号）
- 領収書の写し（申請者名で作成したもの）
対象経費の内訳明細がわかる領収書の写しを提出してください。領収書は申請者名で作成したものがが必要です。
- エアコンの設置場所の設置前後の写真
撮影日時がわかる写真を添付してください。
- 請求書（様式第4号）
助成金の受取口座には、助成金の交付決定者名義の口座を記入ください。
- 振込口座がわかるもの
例）・通帳の写し　・キャッシュカードの写し

収入基準額表

区 分	収入基準額(年間収入)
単身世帯	1,440,000円
2人世帯	2,040,000円
3人世帯	2,496,000円
4人世帯	2,940,000円
5人世帯	3,396,000円
6人世帯	3,888,000円
7人世帯	4,404,000円
8人世帯	4,800,000円
9人世帯	5,196,000円
10人世帯	5,580,000円

資産基準額表

区 分	資産基準額
単身世帯	486,000円
2人世帯	738,000円
3人世帯	942,000円
4人世帯以上	1,000,000円